

# 持続可能開発目標達成支援事業の公募要領 FAQ 集 (Ver.1)

2020/2/26

## 【実施体制等】

**Q1** 国内の共同研究機関として、民間企業や国際機関の日本支部を入れることは可能か。

**A1** 「国内の研究機関」の定義は、P21 脚注に記載のとおりです。なお、日本の法人格を有する「国際機関の日本支部」の場合、JST の契約様式（日本語）で契約締結できることが前提となります。

**Q2** 相手国の「協力機関」における要件とは何か。

**A2** 相手国機関（以下、「協力機関」という。）が研究に関わる場合、「JST が委託研究契約を結ぶ国内研究機関」（以下、「委託先研究機関」という。）と協力機関の間で、国際共同研究契約あるいはそれに相当する契約・覚書の締結が想定されます。締結される契約・覚書の中には、協力機関として現地で携わる実証試験ほか、それに関わる費用の支出、知的財産権の取り扱い、実証試験から得られる情報の守秘義務などが含まれます。以上から協力機関にはそれらを適正に遂行する能力及び体制が備わっている機関であることが求められます。

他方、協力機関が研究に関わらない労働や試験実施場所の賃貸等で参画する場合は、委託先研究機関の規程に沿った業務委託契約・賃貸契約・覚書等の締結が想定され、協力機関には同契約・覚書等を遵守し、適正かつ的確な業務遂行能力を持つ機関であることが求められます。

後日公開する事務処理説明書をあわせてご参照ください。

**Q3** 「別添 1 持続可能開発目標達成支援事業の対象国」とあるが、相手国はこの一覧に含まれていなくても良いか。

**A3** 実証試験等を行う場を「途上国等」としており、提案内容に関する研究実績があれば別添 1 一覧に記載されている国以外での提案も可能です。例えば、DAC（OECD 開発援助委員会）の ODA 受取国リスト（DAC リスト）から外れた国等。

## 【国際コーディネーター】

**Q1** 国際コーディネーターとする者の所属や資格に条件はあるか。

**A1** 国際コーディネーターとして役割を十分に担うことができる方であれば、所属や資格等の条件は設けていません。

**Q2** 国際コーディネーターの現地滞在期間は短期でもよいか。あるいは滞在型のコーディネーターを意図しているか。

**A2** 国際コーディネーターの役割を十分に担うことができれば、必ずしも相手国に長期滞在する必要はありません。

**Q3** 国際コーディネーターの費用について。

**A3** 国際コーディネーターの費用は、直接経費の人件費やその他費（役務契約）に計上可能です。間接経費での雇用は、委託先機関の規程に基づきご判断ください。なお、当該費用の上限額は設けていません。

## 【業務委託等】

**Q1** 相手国協力機関との業務委託等の枠組みについては、どのような条件が必要となるか。

**A1** 「業務委託等」の枠組みには、相手国協力機関が研究に関わる場合と、研究に関わらない労働や試験実施場所の賃貸等で参画する場合の2つがあります。各枠組みにおける条件は【実施体制等】Q2を参照ください。

**Q2** 相手側研究機関(協力機関)への資金提供等は、JSTと委託研究契約を締結する研究代表機関(委託先研究機関)や主たる共同研究機関(委託先研究機関)が支払うのか。あるいはJSTと相手側研究機関が契約を締結し、JSTが支払うのか。

**A2** JSTは直接相手国協力機関と委託研究契約を締結することはありません。JSTと委託研究契約を締結する委託先研究機関が、委託先研究機関の規程に従って相手国研究機関と業務委託契約等を結び、規程に則って旅費・謝金・外注費等を支払います。契約等の枠組みについては、JSTにて所定の様式はありませんので、委託先研究機関の規程に従って対応ください。

**Q3** 本研究終了後の設備・機器等(相手国に設置)の扱いについて

**A3** 委託研究費で調達した設備・機器等は委託先研究機関の所有となり、委託先研究機関の規程に従い適正に管理いただきます。なお、委託機関が企業の場合は、取得価格が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の物は調達できません。

後日公開する事務処理説明書に定められた範囲で委託先研究機関の規程に従ってください。

**Q4** 相手側研究機関（協力機関）の確認の取り付けにあたり、覚書等書面による確認が必要か。

**A4** 研究提案時に提案者にて内容が確認できていれば覚書等書面による確認は必要ありませんが、採択後は、委託先研究機関が、相手側研究機関との枠組み等を整えることになります。JST と委託研究契約を締結する委託先研究機関の規程に従って対応ください。

### 【他の研究費との関連等】

**Q1** 「現地での実証試験等」の内容や要素が、継続中の研究開発課題と重複することは可能か。

**A1** 可能ですが、継続中の課題と本事業提案の実施内容が不合理な重複・過度の集中に該当すると判断した場合は、選考対象からの除外、採択決定の取消し、または経費の削減を行うことが有ります（公募要領 36 ページ「4.2 不合理な重複に対する措置」参照）。そのため提案にあたっては、実施内容を切り分け、継続中課題との相違点・関連性等を提案書の様式 4 に記載ください。

**Q2** 過去、SATREPS や SICORP で研究課題を推進した国以外を相手国として提案は可能か。

**A2** 過去の事業で課題を推進した国以外を相手国として提案することは可能です。本提案の相手国は、別添 1 に含まれる途上国等を原則としていますが、相手国が「途上国等」であり、提案内容に関する研究実績があれば、提案可能です。

### 【その他】

**Q1** 日本国内での社会実装を最終的な目標としたプロジェクトは提案可能か。

**A1** 日本への社会実装はあくまでも波及効果を期待するものです。本事業では相手国における社会実装の追求を主眼としています。

**Q2** これまで AMED の支援を受けて、感染症分野にて研究を実施したが、本プログラムに感染症分野として提案することは可能か。

**A2** できません。本事業の研究分野は、「環境・エネルギー」、「生物資源」、「防災」となります。

**Q3** 本事業は来年度も募集があるか。

**A3** 本事業は 2021 年 3 月までの事業であり、2021 年 4 月以降の継続は予定していません。

**Q4** 英語の公募要領、英語の様式はあるか。

**A4** 英語版の公開の予定はありません。

**Q5** 今年度の SATREPS 事業に申請中でも本事業への同時申請は可能か。

**A5** 本事業は SATREPS とは異なる事業であるため、可能です。